

フレックスタイム制に関する決議（例）

社 支店労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第32条の3に定めるフレックスタイム制に関し、次のとおり決議する。

- 1 フレックスタイム制は、次に掲げる従業員に適用するものとする。
 - (1) 課に所属する従業員
 - (2) 課において の業務に従事する従業員
- 2 清算期間は、毎月 日から 日までとする。
- 3 一清算期間における総労働時間は 時間 分とする。
- 4 標準となる1日の労働時間は 時間 分とする。
- 5 コアタイム（従業員が勤務しなければならない時間帯）は 時から 時までとする。
- 6 始業時刻について従業員の自主的決定に委ねる時間帯は 時から 時まで、終業時刻について従業員の自主的決定に委ねる時間帯は 時から 時までとする。

（中略）

本決議に基づくフレックスタイム制は、平成 年 月 日から実施するものとする。

平成 年 月 日

社 支店労働時間等設定改善委員会

委員の氏名

推薦に基づき指名された委員

その他の委員

印

印

印

印

⋮

⋮

印

印